

委員長談話

徳島県人事委員会委員長 祖川 康子

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、職種別民間給与実態調査が、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施されることとなりましたが、民間事業所の御理解と御協力を得て、調査を行うことができました。

今回の勧告では、先に調査を終えた特別給について、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、職員の支給月数を下回ったことから、職員の支給月数を0.05月分引き下げ、年間4.45月分とすることとしました。月例給については、改めて必要な勧告等を行うこととしております。

今回の勧告は、新型コロナウイルス感染症を始め災害対策等の対応に日々取り組まれている職員にとって厳しい内容となっておりますが、人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものです。

職員各位におかれては、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、激変する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図るため、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

令和2年11月6日